

定期性預金規定等への「暴力団排除条項」の導入について

東奥信用金庫では平成22年10月1日より普通預金規定、当座勘定規定、貸金庫規定、保護函規定、封緘預り規定に「暴力団排除条項」を導入し、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおります。

このたび、普通預金規定等に導入している「暴力団排除条項」について、反社会的勢力の排除をより適切にかつ有効に行えるよう、より実態に即した内容に改定するほか、新たに定期性預金規定等においても同様の「暴力団排除条項」を導入することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいておりますお客様に対しましても適用させていただきます。

1. 改定・導入する規定等

項目	内容
(1) 暴力団排除条項を改定する規定	①当座勘定規定（一般用）、②当座勘定規定（専用約束手形口用）、③普通預金規定、④定期性総合口座取引規定、⑤貸金庫規定、⑥封緘預り規定、⑦保護函規定
(2) 暴力団排除条項を導入する規定	①納税準備預金規定、②貯蓄預金規定、③通知預金規定、④各種定期預金共通規定、⑤期日指定定期預金規定、⑥自動継続期日指定定期預金規定、⑦自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー）、⑧自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー）、⑨自由金利型定期預金規定（大口定期）、⑩自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）、⑪財産形成積立定期預金規定、⑫財形年金預金規定、⑬財形住宅預金規定、⑭譲渡性預金規定、⑮定期積金規定

2. 改定後の暴力団排除条項の内容

- (1) 預金者が口座開設申込時等にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、また、次のいずれかに該当することが判明した場合
- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他①から④に準ずる行為

3. 「反社会的勢力ではないことの表明・確約」について

各種預金取引、貸金庫使用取引、封緘預り取引、保護函取引を新規にお申込みいただくお客さまは、お申込みの際に上記2. (2)に現在および将来にわたって該当しないこと、もしくは上記2. (3)に該当する行為を行わないことを表明し確約していただいております。なお、表明・確約をいただけない場合はお取引をお断りさせていただきます。

また、お取引開始後に申込時の表明・確約が虚偽の申告であった場合や、反社会的勢力に該当することが判明した場合、および暴力行為等を行った場合には、すべてのお取引・契約を停止し、またはすべてのお取引・契約を解約させていただきます。

4. お客さまへのお願い

東奥信用金庫では、今後とも反社会的勢力との関係遮断のための取り組みを推進してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。